6．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

8．財務諸表の表示単位

財務諸表の表示単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、利益の処分に関する書類（案）については、円単位で表示しております。

Ⅱ．貸借対照表関係

1．運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、6,362,743千円であります。

2．運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は、551,819千円であります。

Ⅲ．キャッシュ・フロー計算書関係

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	2,484,703千円
資金期末残高	2,484,703千円

2．重要な非資金取引

寄附受による資産の取得

工具器具備品	30,797千円
図書	6,698千円
ソフトウェア	1,910千円

Ⅳ．積立金の国庫納付等

⑴　前中期目標期間最終年度の準用通則法第44条第１項積立金の期末残高は53,497千円であり、これに前中期目標期間繰越積立金からの振替額235,228千円を加えた288,726千円から前中期目標期間の最終年度の未処理損失28,313千円を差し引き、積立金は260,412千円となります。

⑵　この積立金260,412千円のうち、今中期目標期間の業務の財源等として繰越の承認を受けた額は257,733千円であり、差し引き2,679千円については国庫に納付しました。

Ⅴ．金融商品の時価等に関する事項

1．金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき運用しており、株式等は保有しておりません。

なお今事業年度については、国公債等保有しておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額（※１）
⑴　現金及び預金	2,484,703	2,484,703	―
⑵　未払金	(1,174,506)	(1,174,506)	―

（※１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　未払金

短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅵ．退職給付に係る注記

1．採用している退職給付制度の概要

非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	22,141
退職給付費用	1,737
退職給付の支払額	394
期末における退職給付引当金	23,484

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	1,737

Ⅶ．固定資産の減損関係

減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項

土地（合宿研修施設用地）

・用途（土地）、種類（合宿研修施設用地）、場所（新潟県妙高市）、帳簿価額（19,173千円）

・減損の兆候の概要：保有資産の見直しを行い、平成23年６月15日の役員会においてこれを譲渡することを決定し、平成24年３月30日付で中期計画変更の大臣認可を受けました。平成26年11月及び平成28年10月に売却に向けた一般競争入札の公告を行いましたが、取得要望はありませんでした。ただし、上越教育大学との相互利用協定に基づき現在も体験学習用地として使用中であるため、減損の認識は行っておりません。

・相互利用協定に基づく使用完了日は現在未定であるため、回収不能サービス価額及び減損額の見込み額の算出は行っておりません。

Ⅷ．賃貸等不動産に関する事項

当法人は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。